

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月15日（平成28年（行個）諮問第26号）

答申日：平成29年3月21日（平成28年度（行個）答申第202号）

事件名：本人の申告に係る是正勧告書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成27年特定月A及び特定月Bに、特定事業場の件で特定労働基準監督署に申告したことに係る是正勧告書、指導票及び是正報告書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、山口労働局長（以下「処分庁」という。）が平成27年9月18日付け山口労発個開第23号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書1及び意見書2によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 以下のことから本件処分は妥当でない。

（ア）処分庁は法14条2号に該当するとして、審査請求人以外の個人情報について不開示としている。しかしながら、本件対象文書は、審査請求人が申告した案件に関するものであり、当然に審査請求人が慣行として知り得る情報が含まれており、法14条2号イに該当して開示されるべき情報を処分庁は不開示としており、法の解釈運用を誤っている。また、公務員に係る情報が含まれていると考えられ、この情報は法14条2号イ及びハにより開示されなければならない。

（イ）処分庁は法14条3号イに該当するとして不開示としているが、申告した本人である審査請求人との関係においては、労働基準監督署が是正勧告を行う事実があったことが明らかであり、審査請求人からの申告内容及びそれを裏付ける事実に関する情報について審査

請求人に開示をしたとしても、当該事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。

(ウ) 処分庁は法14条5号及び7号イに該当するとしている。本件対象文書に記載されている内容に、労働基準監督機関が行った手法、法令違反等に対する措置等が明らかになる情報が記載されているとしているが、不開示として保護すべき法的蓋然性がある内容とそれ以外は区分して判断されるべきものである。一般的な調査に関しては、是正勧告等を受けた事業場は当然にその手法や捜査等については把握をすることになるものである。そのため、一般的に勧告・指導等を受けた事業場が把握しうるような内容は法14条5号及び7号イに該当しない。

イ 以上のとおり、本件処分は法の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本審査請求を行った。

(2) 意見書1

諮問庁である厚生労働省の理由説明書に対する意見書を提出する。

ア 諮問庁は理由説明書の中で以下の行政文書（以下「該当文書」という。）の存在を明らかにし、これらを本件対象であると認めた。

- ・文書番号1：是正勧告書（控）
- ・文書番号2：担当官が作成し又は収集した文書
- ・文書番号3：特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書
- ・文書番号4：是正勧告書（控）
- ・文書番号5：特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書

イ 諮問庁の保有個人情報該当性及び不開示情報該当性の説明に対して、審査請求人が特定年月日付けで厚生労働大臣へ提出した審査請求書の内容以外に、特に意見はない。

ウ 審査請求に対して諮問庁が該当文書の開示を十分行わなかった場合は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律定に基づき、新たに開示請求を行うことを検討している。

(3) 意見書2

審査請求人から意見書2が当審査会宛て提出（平成29年2月28日受付）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分については、法14条2号、3号イ、5号及び7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし5の文書（以下、第3においては「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に記載する情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(ア) 担当官が作成又は収集した文書（対象文書2）

対象文書2は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際の監督指導の手法等に係る情報が記載されているが、これらの情報には審査請求人に係る個人情報が含まれていないため、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(イ) 特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（対象文書3及び5）

対象文書3及び5には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されているが、これらの情報には審査請求人に係る個人情報が含まれていないため、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(ウ) 是正勧告書（控）の一部（対象文書1の③及び4の③）

是正勧告書（控）の是正確認欄については、専ら業務処理上必要な情報であり、審査請求人個人を識別できる個人情報が含まれていないため、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

・ 是正勧告書（対象文書1及び4）

是正勧告書（控）は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際に、労働基準法等関係法令に違反があった場合、その違反事項について是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する文書の控えである。

対象文書1の①及び4の①には、被申告事業場の労働者に対する労働基準法等関係法令の違反内容、是正の期限の情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、開示されることとなれば、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、

当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また，これらの情報には，特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として，労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。このため，開示されることとなれば，当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ，今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となるおそれがある。また，労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ，結果として法違反の隠蔽を行うなど，検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。加えて，これらの情報は，法人に関する情報が含まれており，労働基準監督署の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものであって，通例として開示しないこととされているものである。

以上のことから，これらの情報は，法14条3号イ，5号及び7号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに，対象文書1の②及び4の②には，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており，これらの情報は，法14条2号本文に該当し，かつ，同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため，当該部分を不開示とすることが妥当である。

ウ 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は，審査請求の理由として，審査請求書の中で，「本件対象文書は，審査請求人が申告した案件に関するものであり，当然に審査請求人が慣行として知り得る情報が含まれており，法14条2号イに該当して開示されるべき情報を処分庁は不開示としており，法の解釈運用を誤っている」，「申告した本人である審査請求人との関係においては，労働基準監督署が是正勧告を行う事実があったことが明らかであり，審査請求人からの申告内容及びそれを裏付ける事実に関する情報について審査請求人に対して開示をしたとしても，当該事業上等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない」，「一般的に勧告・指導を受けた事業場が把握しうるような内容は法14条5号及び7号イに該当しない。」等と主張しているが，上記イで述べたとおり，法12条に基づく開示請求に対しては，開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示，不開示を判断しているものであることから，審査請求

人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

エ 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 補充等理由説明書

法42条の規定に基づき、平成28年2月15日付け厚生労働省発基0215第3号により諮問した平成28年（行個）諮問第26号に係る諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、不開示情報該当性等について補充・修正して説明する。

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、理由説明書において法の適用条項を法14条2号、3号イ、5号及び7号のイに該当すると説明したところ、このうち同条3号イを同条7号ホに改める。

(2) 理由説明書の修正について

理由説明書の一部を以下のとおり修正する。

「(2) 理由 イ 不開示情報該当性について ・是正勧告書（対象文書1及び4）」の9行目ないし11行目「当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」を「当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、当該法人の経営上の正当な利益を害するおそれがある。」に、24行目ないし26行目「法14条3号イ、5号及び7号イ」を「法14条5号、7号イ及びホ」に修正する。

(3) 担当官が作成又は収集した文書（2頁）、特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（3頁）及び特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（5頁）について

対象文書の2頁、3頁及び5頁の文書については、審査請求人に係る個人情報に含まれていないのみならず、審査請求人を識別できる情報も含まれていないことから、保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

2頁、3頁及び5頁の文書全体は、事業場に関する情報であって、開示することにより、当該法人の事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報が記載されており、法14条7号ホに該当するため、不開示とすることが妥当である。

また、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された法

人等に関する情報が記載されているが、これが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、法14条第7号柱書き及び同条7号イに該当するため不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--|
| ① | 平成28年2月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月2日 | 審議 |
| ④ | 同月15日 | 審査請求人から意見書1を收受。 |
| ⑤ | 同年9月8日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 平成29年2月16日 | 諮問庁から補充等理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月28日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑧ | 同年3月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件審査請求は、「私が平成27年特定月A及び特定月Bに、特定事業場の件で特定労働基準監督署に申告したことに關する是正勸告書、指導票及び是正報告書」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ、5号及び7号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、5号並びに7号柱書き、イ及びホに該当し、不開示とすることが妥当であるとしているので、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、保有個人情報該当性及び不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表1の1欄に掲げる部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことから、不開示とすべきとしている。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

(1) 別表1に掲げる文書1及び文書4の「是正勧告書(控)」の「是正確認」欄について

当該部分は、認印の押印欄及び確認方式から構成され、是正状況の確認者が誰であるかについての情報及び再監督、実地調査、書面又は口頭のいずれの方法により是正を確認したかについての情報が記載されることとなっており、これらは専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(2) 別表1に掲げる文書2の「担当官が作成又は収集した文書」について

当該文書は、審査請求人の申告に係る監督指導の過程で労働基準監督官が作成したものであると認められる。

当該文書の作成目的等を考慮すると、当該文書に記載された情報は、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該文書に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

(3) 別表1に掲げる文書3及び文書5の「特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書」について

当該各文書は、審査請求人の申告に係る監督指導の過程で特定事業場から提出されたものであると認められ、上記(2)と同様の理由により、当該文書に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2に掲げる文書1及び文書4の不開示部分について

ア 「違反事項」欄

文書1の同欄の1行目1文字目ないし3文字目及び2行目3文字目ないし18行目並びに文書4の同欄の不開示部分は、原処分で開示されている部分から推認できる内容であると認められ、これを開示しても、取引関係や人材確保等の面において、当該独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号並びに7号イ及びホに該当せず、開示すべきである。

イ 「是正期日」欄

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保等の面において、当該独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号ホに該当し、同条5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 「受領年月日 受領者職氏名」欄

当該部分は、独立行政法人等の職員の職氏名及び印影であると認められる。

職氏名及び印影は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該情報は独立行政法人等の職員の職務の遂行に係る情報であるため、そのうち当該職員の職については、同号ただし書ハに該当し、これを前提とすると、当該職員の氏名についても、職員録（独立行政法人国立印刷局編）により特定できるため、審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとして、同号ただし書イに該当すると認められることから、開示すべきである。

他方、印影は、法14条2号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地はない。したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2に掲げる文書2の不開示部分について

当該文書には、臨検監督の結果に係る労働基準監督官の対応が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督官が行う臨検監督における監督指導の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督官が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同号柱書き及びホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表2に掲げる文書3及び文書5の不開示部分について

ア 当該各文書は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書である。当該各文書のうち、下記イを除く部分には、特定事業場の内部管理情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保等の面において、

当該独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号ホに該当し、同号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 当該各文書では特定労働基準監督署の決裁欄及び收受印が不開示とされていることが認められる。

(ア) 決裁欄は、特定事業場の労務管理について特定労働基準監督署内での確認のための決裁であり、職名及び職員の印影が記載されているが、これを開示しても、取引関係や人材確保等の面において、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書き、イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 收受印は、特定労働基準監督署が特定年月日に文書を收受したことを示すものであり、上記(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書き、イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ、5号及び7号イに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、5号並びに7号柱書き、イ及びホに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表2の4欄に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、同条2号、5号並びに7号柱書き、イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号並びに7号イ及びホに該当すると認められるので、同条5号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分		2 保有個人情報 該当性
文書 1	是正勧告書（控）（1頁）の「是正確認」欄	該当しない
文書 2	担当官が作成又は収集した文書全体（2頁）	該当する
文書 3	特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書全体（3頁）	該当する
文書 4	是正勧告書（控）（4頁）の「是正確認」欄	該当しない
文書 5	特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書全体（5頁）	該当する

別表 2

1 対象文書名及び頁			2 不開示部分	3 該当条文 (14条)	4 開示す べき部分
番号	文書名	通頁			
1	是正勧告書 (控)	1	① 1頁の「違反事項」欄 1行目の1文字目ないし3文字目, 同行8文字目ないし17文字目, 2行目ないし18行目。「是正期日」欄。	5号 7号イ及びホ	「違反事項」欄の1行目1文字目ないし3文字目及び2行目3文字目ないし18行目。
			② 1頁の「受領年月日受領者職氏名」欄 2行目。	2号	職氏名
2	担当官が作成又は収集した文書	2	2頁の対象文書全体。	7号柱書き, イ及びホ	なし
3	特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書	3	3頁の対象文書全体。	7号柱書き, イ及びホ	① 決裁欄 ② 收受印

4	是正勧告書 (控)	4	① 4 頁の「違反事項」欄 1 行目の 1 文字目ないし 8 文字目，同行 1 3 文字目ないし 1 5 文字目，2 行目ないし 1 8 行目。「是正期日」欄。	5 号 7 号イ及びホ	「違反事項」欄の不 開示部分。
			② 4 頁の「受領年月日 受領者職氏名」欄 2 行 目。	2 号	職氏名
5	特定事業場か ら特定労働基 準監督署へ提 出された文書	5	5 頁の対象文書全体。	7 号柱書き， イ及びホ	① 決裁欄 ② 収受印

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが，文書番号 1 ないし文書番号 5 の 1 枚目ないし 5 枚目に 1 頁ないし 5 頁と付番したものを「頁」として記載している。